

(別紙5)

環境省告示第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第三百七十二号)による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)別表第一第一号イ(81)の規定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するものを次のとおり告示し、平成二十六年六月一日から適用する。

平成二十六年 月 日

環境大臣 石原 伸晃

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するもの

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)別表第一第一号イ(81)の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律百三十六号)第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するものは、次のとおりとする。

一 イソアルカン(炭素数が十から二十六までのもの及びその混合物に限る。)、ノルマルアルカン(炭素数が十から二十六までのもの及びその混合物に限る。)、又はその混合物及び軽油又は重

油との混合物（軽油又は重油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。以下同じ）。

二 エチルアルコール及び揮発油の混合物（揮発油の含有量が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

三 脂肪酸メチルエステル及び軽油又は重油の混合物

四 植物油及び軽油又は重油の混合物